

令和3年度第2回安芸地域アクションプランフォローアップ会議 議事概要

日時：令和4年2月10日（木）14:00～16:00

場所：安芸総合庁舎 2階 大会議室

出席：委員23名中、20名が出席（代理出席1名含む、オンライン参加13名）

議事：（1）地域アクションプランについて

- 1）安芸地域アクションプランの進捗状況等について
- 2）安芸地域アクションプランの追加・削除・拡充等について

（2）産業成長戦略について

- 1）第4期産業振興計画における戦略の方向性と重点ポイント（案）について
- 2）観光振興の取り組みについて
- 3）移住促進の取り組みについて

議事（1）（2）について、県から説明し、意見交換を行った。（主な意見は下記のとおり）

議事については、すべて了承された。

※意見交換概要（以下、意見交換部分は常体で記載）

（1）地域アクションプランについて

1）安芸地域アクションプランの進捗状況等について

(No.9 キラメッセ室戸「楽市」を核とした地産地消・外商の拡大)

(No.18 地場産品直販所「かっぱ市」等による地域活性化)

（常石委員）

かっぱ市の6次産業化サポートセンターの支援とはどういうものか。また、地域アクションプランの修正にキラメッセ室戸の実証圃の継続があった。

田野町の道の駅のリニューアルに向けて、次期戦略に芸西村の6次産業化の取り組みやキラメッセ室戸の実証圃のような取り組みを組み込むことができるかを知りたい。

（佐藤地域産業振興監）

「かっぱ市」の6次産業化サポートセンターは、県の農業振興部の6次産業化サポートセンターからアドバイザーを派遣してもらい、店舗の見直しや経営状況の確認、売れ筋商品の分析をしてよりよい経営戦略のアドバイスをもらっている。

田野町の田野駅屋も6次産業化や地域の産品を活用した取り組みも十分活用できると思う。

またキラメッセは、JAの出資型法人の方が運営をしており、夏場の野菜不足を解消するために自ら実証圃でほうれん草や苺を栽培しており、引き続き取り組んでいくこととしている。

（常石委員）

キラメッセの運営主体は、JA高知県の土佐あきが運営しているのか。

夏場の野菜対策としては、キラメッセだけでなくもっと広域にする方が、地域の活性化に繋がる。

(佐藤地域産業振興監)

キラメッセの運営は、JA 高知県の出資型法人が運営している。東部地域の中では、直販所や道の駅は重要な販売拠点であり、ネットワーク化を図って情報共有していきたいと考えている。

(東谷委員)

この産業振興計画が始まってから何年経過したか。

(佐藤地域産業振興監)

平成 20 年度に計画を策定し、平成 21 年度からスタートしており、13 年～14 年経過している。

(東谷委員)

第 1 期から農業部会と安芸地域のフォローアップ会議の委員として参加し意見も言ってきたが、この会議の意義はどこにあるのか。

それぞれの地域が既に事業を進めているところで、この場に出た意見がどう活かされているか見えてこない。

議会対策か県職員の情報共有のためにこのような多い資料を作成して開催しているのかと考えることもある。

私もこの 3 月で退任する予定であるので、この会議に出た意見が何のために活かされているかを伺いたい。

(佐藤地域産業振興監)

大変貴重で耳の痛いご意見をいただいた。資料の説明についてページが飛び飛びで見づらく聞きづらいところがあったことをお詫びする。

このフォローアップ会議の意義については、当初、産業振興計画を策定する時に、県民参画の計画としていきたいこと、事業者はもとより地域の皆様にも産業振興というところを考慮して参画していただきたいことから皆様にお集まりいただいている。

この会議の進行については、今後見直していこうと思っている。

他の委員からも、他の市町村の計画について、いろいろ意見を言うのは憚られるという話もあるが、忌憚ない意見をいただくとともに、他の市町村の取り組みを聞いていただき、新たな動きや新しい地域アクションプランの掘り起こしの視点を持っていただきたく、このような会議を開催している。

参画いただく意義を皆様に持っていただけるような運営や進行にしていきたいと考えている。

2) 安芸地域アクションプランの追加・削除・拡充等について
意見交換等、特になし。

(2) 産業成長戦略について

1) 第 4 期産業振興計画における戦略の方向性と重点ポイント（案）について
意見交換等、特になし。

2) 観光振興の取り組みについては、質疑応答なし
意見交換等、特になし。

3) 移住促進の取り組みについて
(常石委員)

田野町でも空き家の調査をして、移住者等の受入体制の整備をしているが、壊れかかって撤去せざるを得ない空き家についても所有者等の費用負担が困難なため撤去することができないケースもある。

このような空き家は、隣近所に迷惑をかける状態になっており、住めるような状態ではない。行政がなかなか個人の家屋に補助することはできない。何か知恵はないものか。

(住宅課 西村課長補佐)

老朽化して危ない住宅については、県としては、除却費用を補助する制度（市町村が補助する場合の市町村への継ぎ足し補助）があり、老朽度の基準を満たしていれば、国の補助制度も活用できる。

住宅でないものについては、空家法という法律があり特定空家等として市町村長が認めるとその建物は補助の対象になるという制度もある。

(東谷委員)

空き家の関係で、1,000万円が上限で1/2補助という国の助成制度を聞いたことがあるが、住宅課の支援はそれにプラスされるのか。

(住宅課 西村課長補佐)

住宅課の支援制度で強化を予定しているのは、空き家を改修する場合に市町村が行う民間への補助メニューで、一方、1,000万円の補助メニューは、市町村が直接事業主体として改修する場合の補助メニューとなっており、対象が異なっている。

(植田委員)

2つの提案と質問がある。

一つ目の提案は、高知県は、食や文化や自然にしても、健康的なイメージがあり、健康ツーリズム、ヘルステックツーリズムといった概念を高知県の観光の目玉に普及させていけば、他の県との差別化ができて魅力のある訴求ができると考えている。

二つ目の提案は、空き家について、空き家を改修しても若い人が一人で来た場合、一軒家は大きすぎるという人も多い。そこで、県から国へ、移住者用賃貸住宅建設の支援を要望したらどうか。

また、室戸市にUTOCOというホテルがあり、1年8ヶ月閉鎖した状況になっている。

室戸市の地域産業も生かした中での拠点となるホテルとして再開していきたいので、県の産業振興計画の中で位置付けて、県の支援もお願いしたい。

地域アクションプランへの追加について、時期的なことなど教えてもらいたい。

(佐藤地域産業振興監)

新規地域アクションプランとなると、より具体的に詳しく事業案等の協議を要するので、計画が固まれば、最短で令和4年度の6月に開催予定の第1回地域アクションプランフォローアップ会議で追加の採択をする流れになっている。

(山崎委員)

空き家の活用の中で、公的住宅の活用による住宅の確保について、教職員住宅の目的外使用等の促進とあるが、具体的にはどういうことか。

馬路村では、住宅が少ない中で、教職員住宅の空き家がある。目的外使用で、移住者に貸すということができるとありがたい。

また、村営住宅の目的外使用についても説明いただきたい。

(移住促進課 山本課長補佐)

県教育委員会で活用可能と出していただいた物件について市町村に目的外使用の希望があるか問い合わせをしており、活用希望があれば、県の教育委員会と調整する。

(住宅課 西村課長補佐)

市町村住宅の目的外使用について、公営住宅法で建てられた建物のうち、常时空き家になっているものや公募しても応募がない空き家を、有効に活用しようという制度が国に設けられている。

これは、国土交通省に空き家の状況や使用目的を申請して承認されれば活用できる制度であり、市町村に周知を図っている。

現在、いの町等がこの承認を受けている。

(以上)